

改正案

目次（現行のとおり）

第一条から第三十五条まで（現行のとおり）

別記第一号様式から第二十四号様式まで（現行のとおり）

別記第二十五号様式片 及び（現行のとおり）

（第1片）

（第2片）

現行

目次（略）

第一条から第三十五条まで（略）

別記第一号様式から第二十四号様式まで（略）

別記第二十五号様式片 及び（略）

（第1片）

（第2片）

（略）

(第3片)

	測定値				測定名
1,1-ジクロロエチレン	測定値				
基準値					
シス-1,2-ジクロロエチレン	測定値				
基準値					
1,1,1-トリクロロエタン	測定値				
基準値					
1,1,2-トリクロロエタン	測定値				
基準値					
1,2-ジクロロプロレン	測定値				
基準値					
チウラム	測定値				
基準値					
シマジン	測定値				
基準値					
チオペンカルブ	測定値				
基準値					
ベンゼン	測定値				
基準値					
セレン及びその化合物	測定値				
基準値					
1,4-ジオキサン	測定値				
基準値					
はう素及びその化合物	測定値				
基準値					
ふつ素及びその化合物	測定値				
基準値					
アソチ、アソカルボン酸、亜硫酸化合物及び硝酸化合物	測定値				
基準値					
水素イオン濃度	測定値				
基準値					
生物学的酸素要求量	測定値				
基準値					
化学生物学的酸素要求量	測定値				
基準値					
津波物質量	測定値				
基準値					

(第5片)

	測定値				測定名
1,1-ジクロロエチレン	測定値				
基準値					
シス-1,2-ジクロロエチレン	測定値				
基準値					
1,1,1-トリクロロエタン	測定値				
基準値					
1,1,2-トリクロロエタン	測定値				
基準値					
1,2-ジクロロプロレン	測定値				
基準値					
チクタム	測定値				
基準値					
シマジン	測定値				
基準値					
チオペンカルブ	測定値				
基準値					
ベンゼン	測定値				
基準値					
セレン及びその化合物	測定値				
基準値					
はう素及びその化合物	測定値				
基準値					
ふつ素及びその化合物	測定値				
基準値					
アソチ、アソカルボン酸、亜硫酸化合物及び硝酸化合物	測定値				
基準値					
水素イオン濃度	測定値				
基準値					
生物学的酸素要求量	測定値				
基準値					
化学生物学的酸素要求量	測定値				
基準値					
津波物質量	測定値				
基準値					

別記第二十五様式

(第4片)

(現行のとおり)

別記第二十五様式

(第4片)

(略)

(第6片)

施設名			
1,1-1-トリクロロエタン	測定値		
	基準値		
1,1-2-トリクロロエタン	測定値		
	基準値		
1,3-ジクロロプロパン	測定値		
	基準値		
チウラム	測定値		
	基準値		
シマジン	測定値		
	基準値		
テオベンカルブ	測定値		
	基準値		
ベンゼン	測定値		
	基準値		
セレン	測定値		
	基準値		
1,4-ジオキサン	測定値		
	基準値		
塩化ビニルモノマー	測定値		
	基準値		
ダイオキシン類 ($\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{m}^3$)	測定値		
	基準値		
総合	測定値		

注 1 採取場所ごとに割り当てる。
2 地下水等への汚染が生じるおそれがないことが明らかな項目については、測定を省くことができる。
3 基準値は、一般原薬物の基準区分値及び難燃原薬物の基準区分値に係る技術上の基準を定める旨方に示された数値等によること。
4 単位は、電気伝導率及びダイオキシン類を除いて $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とする。

(第5片)

施設名			
試料採取年月日			
電気伝導率 ($\mu\text{s}/\text{cm}$)	測定値		
塩化物イオン	測定値		
アルキル水銀	測定値		
純 水 銀	測定値		
カドミウム	測定値		
鉛	測定値		
六価クロム	測定値		
*鉻	測定値		
金 シ アン	測定値		
銀	測定値		
ポリ塩化ビフェニル	測定値		
トリクロロエチレン	測定値		
チ ト ラ クロロエチレン	測定値		
クロロメタン	測定値		
四塩化炭素	測定値		
1,2-ジクロロエタン	測定値		
1,1-ジクロロエチレン	測定値		
1,2-ジクロロエチレン	測定値		

(第6片)

施設名			
1,1-1-トリクロロエタン	測定値		
	基準値		
1,1-2-トリクロロエタン	測定値		
	基準値		
1,3-ジクロロプロパン	測定値		
	基準値		
チウラム	測定値		
	基準値		
シマジン	測定値		
	基準値		
テオベンカルブ	測定値		
	基準値		
ベンゼン	測定値		
	基準値		
セレン	測定値		
	基準値		
ダイオキシン類 ($\mu\text{g}-\text{TEQ}/\text{m}^3$)	測定値		
	基準値		
総合	測定値		

注 1 採取場所ごとに割り当てる。
2 地下水等への汚染が生じるおそれがないことが明らかな項目については、測定を省くことができる。
3 基準値は、一般原薬物の基準区分値及び難燃原薬物の基準区分値に係る技術上の基準を定める旨方に示された数値等によること。
4 単位は、電気伝導率及びダイオキシン類を除いて $\mu\text{g}/\text{m}^3$ とする。

(第5片)

施設名			
試料採取年月日			
電気伝導率 ($\mu\text{s}/\text{cm}$)	測定値		
塩化物イオン	測定値		
アルキル水銀	測定値		
純 水 銀	測定値		
カドミウム	測定値		
鉛	測定値		
六価クロム	測定値		
*鉻	測定値		
金 シ アン	測定値		
銀	測定値		
ポリ塩化ビフェニル	測定値		
トリクロロエチレン	測定値		
チ ト ラ クロロエチレン	測定値		
クロロメタン	測定値		
四塩化炭素	測定値		
1,2-ジクロロエタン	測定値		
1,1-ジクロロエチレン	測定値		
シス-1,2-ジクロロエチレン	測定値		

別記第二十六号様式（現行のとおり）

別記第二十六号様式（略）